令和４年12月２日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

予防接種法に基づく副反応疑い報告制度等について（送付）
（厚生労働省事務連絡と専門医療機関の案内）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび大阪府より、標記通知がありましたのでお知らせいたします。

今般の大阪府通知は、①厚生労働省事務連絡、②府内専門医療機関等を情報提供するものです。

まず、厚生労働省の事務連絡は、本年１１月３０日付の本会通知にて、日本医師会発出文書としてご案内済みのものであります（下記サイトに通知文書が掲載）。

また、ワクチン接種後の副反応等に対応する診療体制に関し、副反応を疑う症状等が生じた際には、まずは身近な医療機関が診察の上、専門的な対応が必要と判断した場合、診察した医療機関から専門的な医療機関への紹介が依頼されています。

専門的な医療機関については、別添リスト掲載の医療機関が引き続き協力しており、府内の市町村宛に情報提供がなされているとのことです（リストは一般に非公開）。

以上、貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へご周知をお願い申し上げます。

●厚生労働省通知文書掲載先（日本医師会ホームページ）
（健康医療第2課発　R4.11.30　「予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について」ご参照）
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

●大阪府問合せ先：大阪府健康医療部ワクチン接種推進課
接種推進グループ　０６－６９４１－０３５１（代表）
内線４５４３

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）